

# 収入申告書

年 月 日

四日市市長 様

住所

氏名

印

障害者総合支援法の自立支援医療費支給認定通則実施要綱による低所得1区分に係る  
[※1私(18歳以上の場合) ・ 保護者のうち最も収入が多い者(18歳未満の場合)]の収入は、  
下記のとおり相違ありません。

## 1 給与所得等(地方税法上の合計所得金額を記入してください。)

有 ・ 無	給与所得	内 容	所得額
			年額
			年額
			円
	その他 の所得		円
			円

※所得とは収入から税法上の必要経費や各種控除を除いた額です。

## 2 所得税法上の公的年金等の収入(受けているものを○で囲んで下さい。)

有 ・ 無	・老齢( )年金 ・恩給(一時恩給以外。非課税遺族恩給は除く。) ・その他( )	収 入 額	月額	円
			年額	円

## 3 厚生労働省令で定める給付金等による収入(受けているものを○で囲んで下さい。)

有 ・ 無	・障害( )年金(1・2・3)級 ・遺族( )年金 ・労災、公務災害による障害補償給付等 ・特別児童扶養手当 ・障害児福祉手当 ・特別障害者手当 ・福祉手当 ・その他( )	収 入 額	月額	円
			年額	円

(記入上の注意)

- この申告書は、受給者が18才以上の場合は受給者本人の収入を、18才未満の場合は保護者のうち最も収入が多い者の収入(所得)を記入してください。(どちらの分であるかは※1欄に○で囲んでください。)
- 申請書提出日が4~6月の場合は前々年の収入(前年度の市町村民税)額を、7月以降の場合は前年の収入(本年度の市町村民税)額を記入してください。

※ 2、3の収入がある場合は、証書の写し等（収入額がわかるもの）を添付して下さい

## 2の認定する収入の項目

所得税法に規定する公的年金等の収入金額

老齢年金、一時恩給以外の恩給（所得税法第9条で非課税とされている遺族恩給等は除く）  
会社から支払われる年金、適格退職年金契約による年金 など

## 3の認定する収入の項目

厚生労働省で定める給付金

- (1) 国民年金法に基づく障害基礎年金、遺族基礎年金及び寡婦年金、旧国民年金法に基づく障害年金
- (2) 厚生年金保険法に基づく障害厚生年金、障害手当金及び遺族厚生年金、旧厚生年金保険法に基づく障害年金
- (3) 船員保険法に基づく障害年金及び障害手当金、旧船員保険法に基づく障害年金
- (4) 国家公務員共済組合法に基づく障害共済年金、障害一時金及び遺族共済年金、旧国家公務員等共済組合法に基づく障害年金 □地方公務員等共済組合法に基づく障害共済年金、障害一時金及び遺族共済年金、旧地方公務員等共済組合法に基づく障害年金
- (5) 私立学校教職員共済法に基づく障害共済年金、障害一時金及び遺族共済年金、旧私立学校教職員共済組合法に基づく障害年金
- (6) 移行農林共済年金のうち障害共済年金及び移行農林年金のうち障害年金並びに特例年金給付のうち障害を支給事由とするもの
- (7) 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律に基づく特別障害給付金
- (8) 労働者災害補償保険法に基づく障害補償給付及び障害給付
- (9) 国家公務員災害補償法に基づく障害補償
- (10) 地方公務員災害補償法に基づく障害補償、補償で障害を支給事由とするもの
- (11) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当、福祉手当

### ★ 給付金として、算定しない項目

児童手当、児童扶養手当、失業手当